

第 76 号議案

豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が令和 5 年 4 月 1 日に施行されること等に伴い、本条例を改正する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
豊後大野市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊後大野市条例
第235号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第17条に次の1項を加える。

- 3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため、2年の期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第20条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（定年退職等の再任用に関する経過措置）
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第5条から第7条までの規定は、適用しない。